

しゅうがくえんじょしんせいいっぱん しょるいしんさ
就学援助申請一般2(書類審査)は、

6月30日(火曜日)が申請締切です!!

令和2(2020)年度就学援助申請について、「一般2(書類審査)」の提出期限は6月30日(火)

までとなっています。申請を希望される方で、手続きがまだの方は、お配りしている「令和2(2020)年度就学援助制度のお知らせ」をご覧のうえ、申請書と申請に必要な証明書をあわせて提出してください。

かなら かくにん
必ずご確認ください!

- ① しゅうがくえんじょ しんせい がついたいち こう ずいじうけつけ にんていひ がついたいち こう がつ
就学援助の申請は7月1日以降も随時受付をしていますが、認定日が7月1日以降となるため、6月までに購入した学校収金の費用は就学援助制度の対象となりません。大幅な減額支給となってしまいますが、ご注意ください。
- ② しんねんせいたいしよう にゅうがくじゅんびほじょきん そき いっぽん ぜいじょうほうりよう いっぽん しょりいしんさ しゅうがく
新1年生を対象とした「入学準備補助金」は「早期1・2」、「一般1(税情報利用)」、「一般2(書類審査)」で就学援助の申請を行い、認定された方しか支給されません。
- ③ れいわがんねんど しゅうがくえんじょ にんてい う ぱあい じどうてき けいぞく
令和元年度に就学援助の認定を受けていた場合も、自動的に継続はされません。
あらた しんせいしょ ていしゅつ ねが 改めて申請書をご提出いただきますよう、お願ひいたします。
- ④ せいかつほごほう きょういくふじよ じゆきゅう かた しゅうがくえんじょにんてい う ぱあい ねんどとちゅう
生活保護法による教育扶助を受給されている方については、就学援助認定を受けている場合、年度途中に生活保護の停止・廃止となった際でも、間を空けずに就学援助費へ移行することが出来ます。また、教育扶助を受給されている方の修学旅行費は就学援助費からの支給となりますので、必ず就学援助の申請をお願いいたします。

○提出について

ゆうそう たんにん じむしつ ていしゅつ
郵送していただくか、担任または事務室までご提出してください。

※ 「就学援助のお知らせ」ならびに「申請書」は2月にお配りしていますが、お手元にない方は事務室までお申し出ください。また、木川小学校ホームページにも掲載していますので、そちらから印刷していただくこともできます。

とあさき
(お問い合わせ先)

おおさかしりつ かわしょうがっこう じむしつ へいじつ ごぜん じぶん ごごじ
大阪市立木川小学校 事務室(平日 午前8時30分から午後5時まで)

〒532-0012 淀川区木川東3-7-32 TEL 6308-6311

ほごしゃせんいん かた くば
*このプリントは保護者全員の方にお配りしています。